

議案第3号

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例及び職員の退職管理に関する条例の一部を改正する条例案

(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正)

第1条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和63年大阪市条例第14号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第3号中「第22条第1項」を「第22条」に改める。

(職員の退職管理に関する条例の一部改正)

第2条 職員の退職管理に関する条例(平成24年大阪市条例第72号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第22条第1項」を「第22条」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

令和2年2月7日提出

大阪市長 松井一郎

説 明

地方公務員法の一部改正に伴い、規定を整備するため、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例及び職員の退職管理に関する条例の一部を改正する必要があるので、この案を提出する次第である。

(参照)

(傍線は削除)

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例

(抄)

(職員の派遣)

第2条 省 略

2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1)–(2) 省 略

(3) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条第1項に規定する条件付採用期間中の職員

(4)–(5) 省 略

職員の退職管理に関する条例（抄）

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第38条の2第8項及び第38条の6第2項の規定に基づき、本市の職員（法第22条第1項に規定する条件付採用期間中の職員、臨時的に任用された職員及び非常勤の職員（法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。以下「職員」という。）の退職管理に関し必要な事項を定め、併せて職員の退職管理の適正を確保するために必要なその他の事項を定めるものとする。